

【回答】

令和6年度生活困窮世帯等こどもの学習・生活支援事業
公募型プロポーザルに係る質疑に対する回答

NO	項目	内容	回答
1	募集要領	書類に記載する住所は、入札参加資格名簿に合わせるもので問題ないか。 (入札参加資格名簿の住所と、登記簿上の住所が異なるため)	お見込みのとおりで問題ございません。
2	募集要領	会社定款は法律で閲覧が認められた方(株主及び会社債権者)以外には開示しておりません。謄本で代替はできないでしょうか。また、定款は必ず提出せねばならない場合、どのような内容をご覧になりたいのかご教授いただけますでしょうか。ご覧になりたい部分の一部開示でも可能でしょうか。	事業目的、役員等を確認したいので、公開されている範囲のもので差し支えございません。
3	募集要領	募集要領 p 3 8 応募書類 (2) 企画提案書 (任意様式) について 提出部数 5 部のうち、正本・副本の別が必要か。また、事業者名等の判別がつかないよう、黒塗りする等の対応が必要かご教示ください。	正副の区別は不要です。同時に、事業者名等の黒塗りは不要です。
4	募集要領	使用印鑑届で提出する印鑑は、入札参加資格名簿申請時に提出したものに合わせるもので問題ないか。	お見込みのとおりで問題ございません。
5	募集要領	入札参加資格名簿申請時に提出したものは、法人印(角印)と代表者印(丸印)の2種類のうち、指定等はあるか。	代表者印(丸印)のみで構いません。
6	仕様書	令和5年度に記載がありました「指導者」についての記載がなくなっているようですが、(2) 支援員の説明の中で「指導員の統括を適切に行うことができる者」との記載があります。「指導員」とは、令和5年度における「指導者」と同様であるという認識でよろしいでしょうか。また、「会場で事業を実施する場合は少なくとも2名以上の人員を配置する」とありますが、支援員1名・指導員1名の計2名でも問題ありませんでしょうか。	お見込みのとおりで問題ございません。
7	仕様書	支援員の派遣を外部委託してもよいでしょうか。	京都府で事前に承認を得れば、業務の一部を再委託することについては可能です。
8	仕様書	GIGAスクール構想により、子どもたちにはデジタル端末が支給されていることと思います。本事業で学校での学習用に支給されているデジタル端末を活用してもよいでしょうか。また、山城・南丹地域で使用されているデジタル端末の種類をご教授いただけますでしょうか。	学校での学習用に支給されているデジタル端末を活用いただくことは差し支えございません。デジタル端末の種類につきましては山城・南丹地域において、大山崎町はChromebook、それ以外の町村につきましては、iosのiPadを使用しております。
9	仕様書	京都府又は対象の町村が管理する公共施設を本事業の学習支援会場とする場合、会場使用料はそれぞれの施設の使用料と同額でしょうか？もしくは無料で使用できるのでしょうか？	施設によっては、利用料の免除又は減額で使用することができる場合がありますので、保健所及び市町村と調整して進めることとなります。
10	仕様書	支援回数の考え方について教えてください。	支援員1名を1カウントとし、算定上の想定回数は次のとおりとなります。 ○会場型 ・参加者5名、支援員2名配置 ・年間50回以上(概ね週1回を想定。ただし、夏季、冬季など集中開催を実施いただいても構いません。) ○オンライン ・参加者5名、支援員1名配置 ・支援回数は、合計50回×2=100回以上 ・参加者1名あたりの支援回数は、100÷5名=20回以上 ・オンラインで参加者複数の場合で、支援員2名配置の場合の支援回数は50回以上 ○家庭訪問の場合 ・オンラインと同様の考え方になります。 ※訪問家庭に兄弟がいる場合でも1名で訪問する場合は1カウント ○山城・南丹地域は、5地域となりますのでこの5倍となります。

以上